

受注候補者選定における評価項目・配点一覧表及び評価要領

I. 評価項目・配点一覧表

	評価項目		配点	
①	事務所の能力	事務所の設計業務実績（様式 4）	20	
②	担当チームの能力	管理技術者（様式 7）	20	
		主任技術者（様式 7）	計画・意匠	10
			構造	10
			電気	10
			機械	10
		業務実績（様式 5・6）	管理技術者	20
主任技術者（計画・意匠担当）	10			
③	業務実施方針（様式 2）	本業務への取り組み体制、設計チームの特徴	40	
		設計上の配慮事項	40	
④	課題①に対する提案（様式 3）		120	
	課題②に対する提案（自由様式）		120	
⑤	取り組み意欲		120	
合計			550	

※ ①・②は事務局の評価項目、③・④・⑤は受注候補者選定委員の評価項目とする。

II. 評価要領

1. 目的

本要領は、児童相談所施設整備基本・実施設計業務委託に係る簡易公募型プロポーザル実施要領に定めるもののほか、審査における最優秀者、優秀者を選考する事務に必要な事項について定めるものとする。

2. 評価方法

(1) 児童相談所施設整備基本・実施設計業務委託受注候補者選定委員会（以下「選定委員会」という）は、本要領に基づいて審査を行う。

(2) 審査では、事務局が①「事務所の能力」及び②「担当チームの能力」について、各選定委員が③「業務実施方針」、④「課題に対する提案」及び⑤「取り組み意欲」について本評価要領に記す配点に基づき評価を行う。事務局と選定委員の評価点を合算し、評価点合計が最高の者を「最優秀者」、次点を「優秀者」として特定する。

評価項目	配点	審査
①事務所の能力	20	事務局
②担当チームの能力	90	事務局
③業務実施方針	80	選定委員
④課題に対する提案	240	選定委員
⑤取り組み意欲	120	選定委員

(3) 各提案者の評価点は、以下の式による。

$$(\text{各提案者の評価点}) = (\text{各選定委員の評価点の合計}) / (\text{選定委員の数}) + (\text{事務局の評価点})$$

3. 審査評価基準

(1) 事務所の能力（設計業務実績）【20点】

事務所として設計業務に携わった実績件数に応じて評価を行う。なお、ここでいう「設計業務実績」とは延べ面積が800㎡を超える児童相談所の建築の設計又は延べ面積が200㎡を超える児童福祉法に掲げる児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の建築の設計にかかる実績とする。

評価点は、1件あたり5点とし、児童相談所か否かに応じ評価点に以下の係数を乗じ、合計点の小数第1位を四捨五入した値とする。

	児童相談所以外	児童相談所
係数	0.5	1.0

(例) 児童相談所が1件、児童養護施設が2件、児童自立支援施設が1件の場合

$$\begin{aligned} \text{(評価点)} &= \underbrace{(5 \times 0.5)}_{\text{(児童相談所以外)}} \times 3 + \underbrace{(5 \times 1.0)}_{\text{(児童相談所)}} \times 1 \\ &= 7.5 + 5.0 \\ &= 12.5 \xrightarrow{\text{(四捨五入)}} 13 \end{aligned}$$

∴ 評価点数=13点

(2) (i) 担当チームの能力（各主任技術者の資格及びCPDに関するもの）【60点】

評価点数＝評価基礎点×資格係数×資格取得後経過係数×CPD取得単位係数

※評価点数は、小数第1位を四捨五入した値とする。

※評価基礎点は、管理技術者は20、各主任技術者は10とする。

※資格係数は以下のとおりとする。

資格	建築（計画・意匠）		設備（電気・機械）	
	一級建築士	二級建築士	建築設備士	その他資格
資格係数	1	0.5	1	0.5

※資格取得後経過係数＝0.5＋資格取得後経過年／20／2

なお、係数が1以上の場合は1とする。

※CPD取得単位係数＝0.5＋過去3年間の認定時間の合計／36／2

なお、係数が1以上の場合は1とする。

(例) 管理技術者、1級建築士、資格取得後経過年24年、過去3年間の認定時間の合計が18時間の場合

$$\begin{aligned}
 \text{評価点数} &= \underset{\text{(評価基礎点)}}{20} \times \underset{\text{(資格係数)}}{1} \times \underset{\text{(資格取得後経過係数)}}{(0.5+24/20/2)} \times \underset{\text{(CPD取得単位係数)}}{(0.5+18/36/2)} \\
 &= 20 \times 1 \times 1.1 \times 0.75 \\
 &\quad \downarrow \text{※}1.1 \geq 1.0 \text{ のため、} 1.0 \text{ とする。} \\
 &= 20 \times 1 \times 1.0 \times 0.75 \\
 &= 15.0 \rightarrow 15 \\
 &\quad \text{(四捨五入)}
 \end{aligned}$$

∴ 評価点数＝15点

(ii) 担当チームの能力（管理・主任技術者の設計業務実績）【30点】

管理技術者及び主任技術者（計画・意匠担当）として、その設計業務に携わった実績件数に応じて評価を行う。

なお、ここでいう「設計業務実績」や評価点の計算方法は、3.(1)事務所の能力と同様とし、管理技術者の評価点は1件あたり5点、主任技術者（計画・意匠担当）の評価点は1件あたり2.5点とする。

(3) 業務実施方針（体制の特徴、設計上配慮）【80点】

本委託業務実施にあたり、業務への取組体制、設計チームの特徴を明示するとともに、特に重視する設計上配慮する事項、その他の業務実施上の配慮事項について、その的確性、実現性及び業務の理解度を評価する。

評価	良好	やや良好	普通	やや不十分	不十分
取組体制評価点	40	30	20	10	0
設計配慮評価点	40	30	20	10	0

(4) 課題①（児童相談所の課題及びその解決策について）

【120点】

<内容>

児童相談所は社会情勢の変化に応じて様々な役割を担っているが、建設の類例が少ない施設である。社会情勢の変化に応じた施設の設計を実施するためには、児童相談所の役割を深く理解し、今後の時代の変化にも耐えうる施設を設計によって表現していく必要がある。これらを踏まえた、児童相談所が現在から将来にわたり抱えるであろう課題の設定と、建築による解決策が提案されているかについて評価する。

<主な評価の視点>

課題の設定及び解決策が的確であり、独創性があり、実現性にも配慮された提案であるかを評価する。

課題②（円滑な設計業務の実施に向けた工夫と設計工期について）

【120点】

<内容>

児童相談所の設計では課題の共有と解決策の提案・決定が円滑に行われる必要がある。設計者として、市がどのようなタイミングでどのような意思決定を行う必要があると考えているか、市の意思決定に対してどのような判断材料を示すべきと考えているかについて評価する。また、提案された設計工程が現実的であるかについても評価する。

<主な評価の視点>

設計工程及び提示すべきと考えている意思決定に向けた判断材料が的確であり、独創性があり、実現性にも配慮された提案であるかを評価する。

評価	良好	やや良好	普通	やや不十分	不十分
的確性	40	30	20	10	0
独創性	40	30	20	10	0
実現性	40	30	20	10	0

(5) 取り組み意欲【120点】

提案書類の全体を通して、本設計業務への取り組み意欲を的確性、独創性、実現性を勘案して評価を行う。

評価	高い	やや高い	普通	やや低い	低い
評価点	120	90	60	30	0

4. 最優秀者、優秀者の選定

- ① 2次審査の結果、選定委員と事務局の評価点合計の最も高い者を最優秀者、次点の者を優秀者とする。
- ② 評価点合計1位の者が複数となった場合は委員の投票方式により順位付けを行う。
評価点合計2位の者が複数となった場合も同様とする。